



414
A2305



中央統計局

中央統計局ハ太政官中ニ之ヲ設クヘシ

一中央統計局長ハ参議一名之ヲ兼任スヘシ

一中央統計局ニ屬スル事務ノ大項左ノ如シ

中央統計會ヲ開キテ全國統計ノ方法

及ヒ調査ノ手續ヲ定ムル事

右院省使府知事クハ中央統計委員ト

統計上諸般ノ往復ヲ掌ル事

院省使府縣ヨリ上申セル諸般ノ統計

表ヲ檢閲シテ其誤謬ヲ訂正シテ

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄



之ヲ頒布スル事

院省使ヨリ上申セン諸般統計表中特
本局、送ラ合表統計ス(キモ)(例ハ各院
省使、官員表ノ類)及ヒ院省使、統轄セス
テ各府知ヨリ直チ本局へ出スモノハ合表
統計シテ之ヲ頒布スル事
各科ノ統計ヲ合一シテ大統計表ヲ制定スル
事

中央統計會

一中央統計會ハ全國統計ノ方法及ヒ調査ノ
手續ヲ議スルモノトス

一中央統計會分ツテ中央統計會及ヒ中央
統計小會ノ二トナス

一中央統計會ハ中央統計會員ヲ以テ之ヲ
開キ一般ノ係ル統計ノ方法及ヒ調査ノ手續ヲ
議スルモノトス

一中央統計小會ハ其事件ニ関スル統計委
員ヲ以テ之ヲ開キ特ニ院省使ノ主務ニ屬スル

制表ノ方法及び調査ノ手續ヲ議スルモノトス

一中央統計會員ハ本局及び各院省使官吏員中ヨリ撰任スルモノトス

一各院省使ヨリ撰任スヘキ中央統計會員ハ其統計事務ノ大小ニ準シテ壹名若クハ數名タルヘシ

一各院省使ノ中央統計會員ハ各院省使長官之ヲ撰任スルモノトス

一中央統計會ノ議決シタル事件ハ中央統計局長之ヲ認可シテ大政大臣ヨリ各院省

使府縣ニ布達スルモノトス

一中央統計會ノ議案ハ本局ニ於テ起草セシモノ及び會員ヨリ建議セルモノヲ以テ之ニ充ツヘシ

中央統計委員

一各院省使ハ其主務ニ屬スル各科統計ノ掛員一名若クハ數名ヲ以テ中央統計委員トナスヘシ

一府知事各科統計ノ掛員一名若クハ數名ヲ

以テ中央統計委員トナスヘシ

一郡區ハ郡區長ヲ以テ中央統計委員トナス

ヘシ

一以上委員ノ他人民中ヨリ特ニ中央統計委員

ヲ任ズルコトアルヘシ

一各統計表ハ其主任委員ノ名ヲ署スヘシ

一院府知事ノ中央統計委員ハ其長官

ニシテ擔任シテ本局ニ届出ルモノトス